

転学・編入学における日本学生支援機構奨学金の継続について

現在受給中の奨学金を進学後も継続して利用したい場合は、所定の手続きを行うことで継続が可能となります。対象ケースごとに手続き方法や継続できる種別が異なるため、ご自身がどのパターンに該当するかを以下の内容および日本学生支援機構のホームページにて必ず事前にご確認ください。

※右記 QR コードや URL から確認ができます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/todokede/tengaku.html>



「転学」に該当するケース

①退学・卒業せずに同じ学校種別（〇〇大学から名桜大学）の途中年次へ転入する。

②退学後、引き続き同じ学校種別（〇〇大学から名桜大学）の途中年次へ転入する。

※給付奨学金のみ、退学から 1 年以内に転学するものも含みます。

1. 転学時の手続き手順

①現在、在籍している大学の奨学金担当窓口へ確認し、「転学奨学金継続願」を受取る。

②必要事項を記入し、在籍している大学の奨学金担当窓口へ提出する。

（手続き完了までに 2~3 ヶ月程度の時間を要します。その間は奨学金の振込が休止となりますので、予めご了承ください。）

2. 奨学金継続の可否と条件

奨学金種別	継続の可否
給付奨学金	継続可能 ※多子世帯も含みます。
貸与奨学金 (第一種)	継続可能 ※学年重複が生じる場合は、卒業予定期より前に終了となります。
貸与奨学金 (第二種)	継続可能 ※卒業予定期まで貸与を継続できます。

3. 給付奨学金が「継続できない」ケース

・単位の引継ぎ：前籍校で取得した単位を、本学に引き継いでいない場合。

・期間の空白：前籍校を離れてから転学まで 1 年を超えている場合。

・学業成績：前籍校での成績が「廃止」相当である場合。

・懲戒処分：前籍校で退学・除籍・停学（3 ヶ月以上）を受けた場合。

・不正行為：虚偽の申告や不正により支援を受けていた場合。

4. その他の注意事項

◎給付奨学生

・手続き中の場合でも、「在籍報告」は必ず入力してください。画面に「前の学校名」が表示されても、そのまま報告を完了させてください。

・転学に伴い、「自宅」から「自宅外」へ通学形態が変わる場合は、別途手続きが必要です。

◎貸与奨学生

第二種奨学金の人的保証制度を利用中で、借用金額が増える場合は、連帯保証人と保証人それぞれの自筆署名、実印による押印、印鑑登録証明書の添付が必須となります。

「編入学」に該当するケース

- ①短大・高専・専修学校（専門課程）を卒業・修了後に、本学の途中年次へ入学する。

1.編入学時の手続き手順

※編入学後、速やかに以下の手続きを完了させてください。

（手続き完了までに2～3ヶ月程度の時間を要します。その間は奨学金の振込が休止となりますので、予めご了承ください。）

- ①名桜大学学生課窓口にて必要書類を受け取る。
- ②必要事項を記入し、大学へ提出する。

2.奨学金継続の可否と条件

奨学金種別	継続の可否
給付奨学金	継続可能 ※多子世帯も含みます。
貸与奨学金 (第一種)	<u>継続不可</u> ※入学後、「在学採用」に新たに申込む必要があります。
貸与奨学金 (第二種)	継続可能 ※卒業予定期まで貸与を継続できます。

3.給付奨学金が「継続できない」ケース

以下のいずれかに該当する場合、給付奨学金の継続は認められません。

- ・単位の引継ぎ：前籍校で取得した単位を、本学に引き継いでいない場合。
- ・期間の空白：前籍校を離れてから編入学まで1年を超えている場合。
- ・学業成績：前籍校での成績が「廃止」相当である場合。
- ・懲戒処分：前籍校で退学・除籍・停学（3ヶ月以上）を受けた場合。
- ・不正行為：虚偽の申告や不正により支援を受けていた場合。

4.その他の注意事項

◎給付奨学金

- ・編入学に伴い「自宅」から「自宅外」へ通学形態が変わる場合は、別途手続きが必要です。